

## 第2章 基本理念と基本方針

### 1. 景観計画の目的

本山町は吉野川の上流域に位置し、四国山地の中央にある。町域の9割を占める森林とともに、吉野川及びその第1支川である汗見川、行川、木能津川、檜ノ川の各流域に固有の景観を有している。多様な風土と生業そのものが本山町の景観資源であり、町民の経済基盤であり、同時に自然環境や国土の保全など重要な役割を果たしている。

本山町の豊かな自然や農林資源、歴史的・文化的資源などの良好な景観を、町・町民・事業者等が協働して**保全・整備し**、風土に根ざした生業を**活性化させ**、景観の形成と経済の発展をともに調和させることにより、町民一人ひとりが幸せを実感し、心豊かで希望のもてる**まちづくり**の実現に寄与することを、景観計画の目的とする。

しかし今、過疎高齢化の進行に伴って地域社会の絆は弱まりつつあり、消滅の危機を抱く集落もある。このような現況を直視すればこそ、この景観計画の策定を機に自らの故郷をみなおし、自分たちで守り育み、快適な生活環境の創出と同時に地域の活性化を図っていかなければならない。

本山町の魅力ある景観を町民共有の財産として認識し、良好な景観を保全・活用し、町民一人ひとりが誇りと自信を持ち、未来へと引き継いでいくために、総合的な景観施策として「本山町景観計画」を策定する。この計画は、景観法に基づく本山町景観条例の規定により、本町における良好な景観形成に関する理念や、景観計画の区域、景観形成の方針、行為の制限等の基本事項をまとめたものである。

### 2. 基本理念

本山町の景観づくりを進めるにあたり、町・町民・事業者等が共有する理念として、本山町総合振興計画の基本理念を踏まえて、景観計画の基本理念を次のように定める。

「本山町のすぐれた景観は、町民共有の財産であり、町民が将来にわたってその恩恵を享受していくために、町・町民・事業者等が景観に対する責任と適切な役割分担などが、協働の基に形成されなければならない。

山々の緑、清らかな溪流、豊かな棚田、心癒やされる疎水や街並み、これらと日常の生活が織りなす『やすらぎ』と『もてなし』の景観を守り育てることにより、長期的な視点にたった景観形成を進め、新たな観光と交流の振興に活かし、町の活性化と健全な発展に寄与するものとする。」

### 3. 基本方針

〈 本山町全域に共通する景観形成の基本方針 〉

**緑なす山々・豊かな清流・悠久の歴史、その恵みを未来につなぐ**

#### (1) 自然、文化、歴史の特色をいかす

町内の各地区には特有の自然、文化、歴史の景観がある。本山町全域の基本方針を守りながら、各地区の特性を見極め伸ばす方向で、景観計画を策定する。

#### (2) 多様性を大切にしながら、自然と社会の調和を育む

景観の保全を一律な規制に頼るのではなく、町民の暮らしに係わる経済や開発との調整に努め、景観形成のための誘導によって、一段と高い調和の姿を形成する。

#### (3) 良好な景観を地域経済と地域社会の発展に活用する

景観形成の成果を活かして交流の促進と地産の振興に努め、物心両面の豊かさを実感できる地域社会を築き上げる。

#### (4) 必要なことを付け加え、不要なものを減らしていく

景観の形成にあたっては、景観構成要素の整備等を図ると同時に、昔ながらの美しいたたずまいを取り戻すことに配慮し、町民の合意を形成しながら取り組んでいく。

#### (5) 町民の力を合わせ、こころ豊かな町をつくる

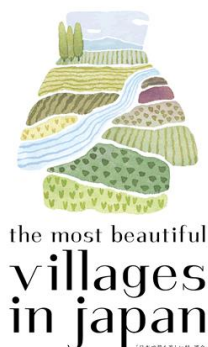
美しい町を守ってきた清掃活動をはじめとする住民活動をより力強くすすめ、町民の総意に基づいた景観の保全と創造につとめる。

#### (6) 計画の再確認と見直しを定期的に行う

景観の形成は長期にわたる永続的な取り組みである。振興計画の見直しと期をあわせ、この基本方針に基づく取組みを確認しながら、必要に応じて景観計画の見直しを行う。

### 4. 目標

私たちが目指すのは“日本で最も美しい村”です。人びとの美しい心をうつす美しい景観にみちた町づくりを目標とします。



NPO 法人「日本で一番美しい村」連合は 2005 年から、失ったら二度と取り戻せない日本の農山村の景観・文化を守る活動をしている。全国の小さくても輝くオンリーワンを持つ農山村が、自らの町や村に誇りを持って自立し、将来にわたって美しい地域であり続けるための運動をしている。現在、全国で 54 の町村・地区が加盟している（平成 25 年 10 月現在）が、高知県では本山町と馬路村がその活動に参加している。

◀「日本で一番美しい村」連合のシンボルマーク